

# 岐阜県美術館 管理規則

(昭和 57 年 7 月 1 日 岐阜県教育委員会規則第 15 号)

(総則)

**第1条** この規則は、岐阜県美術館条例(昭和 57 年岐阜県条例第 13 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、岐阜県美術館(以下「美術館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

**第2条** 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日(以下この号において「休日」という。))である場合には、当該月曜日の最初の休日でない日)
  - 二 12 月 27 日から翌年 1 月 3 日まで。
- 2 前項の規定にかかわらず、美術館の長(以下「館長」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ、教育長に届け出たうえで、臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において館長は、あらかじめ、その旨を美術館の掲示場に掲示しなければならない。

(開館時間)

**第3条** 美術館の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。ただし、常設展示室又は特別展示室へ入室することができるのは、午前 10 時から午後 5 時 30 分までの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は入室を制限することができる。

(展示室等の使用の許可等)

**第4条** 条例第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、展示室等利用申込書(別記第 1 号様式)を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の許可をしたときは展示室等利用承認通知書(別記第 2 号様式)を、許可しなかったとき又は条例第 5 条第 2 項の規定により許可を取り消し、若しくは展示室等の使用の停止を命じたときは展示室等利用不承認(取消・停止)通知書(別記第 3 号様式)を交付するものとする。

(遵守事項)

**第5条** 条例第 8 条第 1 項第 3 号の教育委員会が指示する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 美術品等に触れないこと。
- 二 美術品等の近くでインク等を使用しないこと。
- 三 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。
- 四 その他館長が必要と認めて指示する事項。

(模写、模造、撮影等)

**第6条** 美術品等の模写、模造、撮影その他これらに類する行為(以下「模写等」という。)をしようとする者は、美術品等模写等許可申請書(別記第 4 号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。次条第 2 項の規定により美術品等の貸出しを受けた者が当該美術品等の模写等をしようとする場合についても、同様とする。

- 2 館長は、前項の許可をしたときは、美術品等模写等許可書(別記第 5 号様式)を交付するものとする。

(美術品等の貸出し等)

**第7条** 館長は、美術品等(寄託を受けたものを除く。以下次条から第 10 条までにおいて同じ。)を、国立の美術館、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に基づく美術館その他これらに準ずると認められるもの(以下「美術館等」という。)に貸し出すことができる。

- 2 前項の貸出しを受けようとする美術館等は、美術品等貸出許可申請書(別記第 6 号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 館長は、前項の許可をしたときは、美術品等貸出台帳(別記第 7 号様式)に登載し、美術品等貸出許可書(別記第 8 号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(貸出期間)

**第8条** 美術品等の貸出期間は 30 日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 館長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該美術品等の返還を求めることができる。

(貸出を受けた美術館等の遵守義務)

**第9条** 第 7 条第 2 項の許可を受けた美術館等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 当該美術品等が滅失し、またはき損したときは、当該美術品等を原状に回復し、及びそれによって生じた損害を賠償すること。
- 二 当該美術品等の運搬及び維持管理に要する経費を負担すること。
- 三 第 7 条第 2 項の許可に係る利用の目的又は利用の場所を変更しないこと。
- 四 貸出期間満了の日までに指定された場所に返納すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか館長が指示する事項。

(借用書の提出)

**第10条** 第7条第2項の許可を受けた美術館等は、当該美術品等の引渡しを受ける際、美術館等借用書(別記第9号様式)を館長に提出しなければならない。

(寄託及び寄贈)

**第11条** 館長は、美術品等の所有者若しくは権限ある占有者から、別に定めるところにより、寄託又は寄贈を受けることができる。

(岐阜県美術館協議会)

**第12条** 岐阜県美術館協議会の庶務は、美術館において処理する。

(委任)

**第13条** この規則の施行に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条から第10条までの規定は、昭和57年11月3日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(以下改正附則略)